

定 款



Hakuyosha

CLEAN LIVING

株式会社 白洋舎

株式会社白洋舎定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社白洋舎と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) ドライクリーニングおよびランドリー
- (2) リネンサプライおよびリネン品の製造 販売
- (3) 衣料 衣料関連品 家具寝具 家庭用品 スポーツ用品および靴等の修理
染色 加工 更生 保管
- (4) 衣料 衣料関連品 家具寝具 家庭用品 スポーツ用品等の製造 販売
レンタル
- (5) ユニフォームの製造 販売 レンタル
- (6) 医療 保健用の繊維製品および用品の製造 販売 レンタル
- (7) ケミダスター・モップ・マット等の製造 販売 レンタル
- (8) 建物の内外および附属物の清掃 整備 保全
- (9) 建物の増改築工事・内外装仕上工事およびコンサルタント業
- (10) クリーニング用機械器具資材の製造 販売 レンタル
- (11) 防犯 防火 防災 救急および安全に関する設備機器等の販売 レンタル
およびその取次
- (12) 写真現像等サービス業務の取次
- (13) 不動産の利用運営
- (14) 倉庫業および貨物運送業
- (15) 食品および飲料水の販売
- (16) 酒類の販売
- (17) 家庭用洗剤等家庭用洗濯用品 医薬部外品等の販売
- (18) 造園業ならびに造園に関するコンサルタント業務
- (19) 前各号に関連する事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都大田区におく。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、1千500万株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

- 第11条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会資料の電子提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第17条 当会社の取締役は、11名以内とする。

(選任方法)

第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役会の設置)

第20条 当社は、取締役会を置く。

(取締役会の招集権者および議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 前項において定めた取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 取締役会の決議事項について、取締役会（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規則)

第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(代表取締役および役付取締役)

第25条 代表取締役は、取締役会の決議によって3名以内を選定する。

2. 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(相談役および顧問の委嘱)

第27条 当会社は、取締役会の決議により、相談役および顧問をおくことができる。

(取締役との責任限定契約)

第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第29条 当会社は、監査役および監査役会を置く。

(員数)

第30条 当会社の監査役は、3名以上とする。

(選任方法)

第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役との責任限定契約)

第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第38条 当社は、会計監査人を置く。

(選任方法)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの

に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当)

第43条 当会社の剰余金の期末配当は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。

(中間配当)

第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第45条 配当財産が金銭である場合は、支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。

2. 前項の金銭には利息をつけないものとする。

附 則 (株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第1条 変更後定款第14条は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6月以内の日を株主総会の日とする株主総会の招集手続きについては従前の例による。
3. 本条の規定は、2022年9月1日から6月を経過した日にこれを削除する。

改定 昭和26年 9 月29日
ゝ 昭和29年 3 月30日
ゝ 昭和31年 3 月30日
ゝ 昭和33年 3 月28日
ゝ 昭和35年 3 月30日
ゝ 昭和35年 9 月30日
ゝ 昭和36年 3 月30日
ゝ 昭和37年 3 月30日
ゝ 昭和38年 3 月29日
ゝ 昭和41年 3 月30日
ゝ 昭和42年 3 月30日
ゝ 昭和44年 3 月28日
ゝ 昭和46年 3 月30日
ゝ 昭和47年 9 月29日
ゝ 昭和49年 9 月28日
ゝ 昭和50年 2 月27日
ゝ 昭和52年 3 月30日
ゝ 昭和53年 3 月30日
ゝ 昭和55年 3 月28日
ゝ 昭和56年 3 月30日
ゝ 昭和57年 3 月30日
ゝ 昭和59年 3 月30日
ゝ 昭和60年 3 月29日
ゝ 昭和62年 3 月30日
ゝ 平成元年 3 月30日
ゝ 平成 3 年 3 月28日
ゝ 平成 4 年 3 月27日
ゝ 平成 6 年 3 月30日
ゝ 平成13年 3 月29日
ゝ 平成14年 3 月28日
ゝ 平成15年 3 月28日
ゝ 平成16年 3 月30日
ゝ 平成17年 3 月30日
ゝ 平成18年 3 月30日
ゝ 平成19年 3 月29日
ゝ 平成21年 3 月27日
ゝ 平成26年 3 月28日
ゝ 平成28年 3 月25日
ゝ 平成29年 3 月24日
ゝ 2019年 3 月22日
ゝ 2022年 3 月24日